

医療機関の皆様へ

国の公費負担医療制度等の

優先使用にご協力ください

～福祉医療費助成制度の適正な運用について～

**【目　　　次】**

本書の作成にあたり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

福祉医療費助成制度の概要

○福祉医療費助成制度の目的　・・・・・・・・・・・・・・　２

○福祉医療費助成制度の対象者　・・・・・・・・・・・・・　２

○だれが実施しているのか？　・・・・・・・・・・・・・・　２

○資格を取得するには？　・・・・・・・・・・・・・・・・　３

○助成の対象となる医療は？　・・・・・・・・・・・・・・　３

国の公費負担医療制度等の優先使用の必要性

○国の公費負担医療制度等の優先使用が必要な理由　・・・・　３

○患者さんのメリット　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

医療機関の皆様へご協力をお願いしたいポイント　・・・・・・　５

国の公費負担医療制度等の種類・申請窓口等一覧　・・・・・・　７

お問い合わせ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

平成２７年４月作成

（平成３０年４月改訂）

（令和　3年４月改訂）

～本書の作成にあたり～

医療機関の皆様におかれましては、日頃より福祉医療費助成制度の円滑な運営に、ご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

　福祉医療費助成制度（重度障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児医療費助成制度）は、福祉的配慮が必要な方々に対して医療を受けやすい環境を提供できるよう、市町村の条例・規則などに基づき府と市町村の財源（地方自治体の財源）だけで行っている地方単独の事業です。

一方、国においては、人工透析療養を受けている方の申請に基づいて「特定疾病療養受療証」を発行し、医療機関窓口での患者負担の軽減を行うといった保険上の制度のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく身体障がい者に対する更生医療や、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病医療法」という。）に基づく医療など、患者さんの疾病等に応じた多岐にわたる公費負担医療制度等があります。

国や地方自治体が実施する公費負担医療制度等が多数あることから、医療機関窓口での患者さんの資格確認や、診療報酬請求の際など、国の公費負担医療制度等と市町村が実施する福祉医療費助成制度を法律や条例に基づいて適切に行うことが一層求められます。

そして、この運用を適切に行うことは、ひいては障がい者等の福祉的配慮が必要な方々への福祉医療費助成制度の継続的かつ安定的な運営に資するものとなります。

　そのため、福祉医療費助成制度の運用の実態を把握することを目的に、平成２２年７月に大阪府医師会に協力をいただき、大阪府内の医科病院・診療所２，０００機関を対象にアンケート調査を実施（回答１，３０６件）したところ、福祉医療費助成制度は国の公費負担医療制度等が優先する制度であることを知らなかった医療機関が３割程度あったことや、福祉医療費助成制度のみ適用して国の公費負担に係る請求が適切にされていない医療機関が１割程度あったこと、及び大半の医療機関の方は現状の広報・周知が不十分と感じておられることなど、福祉医療費助成制度について十分ご理解いただけていない患者さんや医療機関があることを改めて知ることができました。広報・周知がまだまだ十分でないという現状を認識し、また反省もしているところです。

　福祉医療費助成制度が適正に運用（下記「イメージ図」のとおり）されるためには、行政の取組みだけではなく、福祉医療費助成を受ける患者さんが積極的に制度へ参加する意識を持っていただくことや、医療機関の方々のご理解とご協力が、是非とも必要と考えております。

　このことから今般、福祉医療費助成制度の概要や国の公費負担医療制度等が優先されること等を解説したパンフレットを作成いたしました。

　医療機関の皆様におかれましては、受付窓口での対応や診療報酬請求などに本パンフレットを活用いただければ幸いと存じます。今後とも福祉医療費助成制度の適正運用にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

１

**福祉医療費助成制度の目的**

福祉医療費助成制度は、障がい者やひとり親家庭など、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助

　成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施しています。

また、この制度は現在、重度の障がい者の方などを対象とした「重度障がい者医療費助成制度」、ひとり親家庭の方を対象とした「ひとり親家庭医療費助成制度」及び、乳幼児を対象とした「乳幼児医療費助成制度」の３種類があります。

**福祉医療費助成制度の対象者**

福祉医療費助成制度は、大阪府内各市町村にお住まいの国民健康保険や社会保険などの被保険者であって、次の要

件に該当する一定所得額以内の方が対象になります。



なお、上記の要件以上の方へも対象者を広げた行政サービス（例えば、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業年度末までに拡大など）を独自に展開している市町村もあります。

**だれが実施しているのか？**

福祉医療費助成制度は、市町村の条例・規則などに基づいて、市町村が主体となって実施しています。

大阪府は、この制度を実施する市町村に補助金を交付して財政面から支えており、いわばこの制度は、大阪府と市

町村が共同で実施しているものです。

　　また、この制度の実施については、国から補助金などを得ることなく、大阪府と市町村の財源のみで実施されてい

る地方単独の事業であり、言い換えると、大阪府民の税金だけで支えていただいている制度ということです。

2

**資格を取得するには？**

福祉医療費助成制度の資格取得を希望する場合、患者さんご自身の住んでおられる市（区）町村の福祉医療費助成

　担当課へ申請いただく必要があります。

なお、申請については、市（区）町村での審査を踏まえ、要件や所得条件などに合致すると認められる方には、市

町村長名の福祉医療費助成制度にかかる医療証が交付されます。

**助成の対象となる医療は？**

国が実施する公費負担医療制度等は、人工透析療養や難病の治療など、特定の疾病に対する医療に限定して実施している場合が多いですが、福祉医療費助成制度は特定の疾病に対する医療に限定しておらず、次の市町村条例・規則等で定めている範囲で、患者さんが負担すべき額から一部自己負担額を除いた額を助成する制度となっており、患者さんにとっては利便性が高い制度です。

【参考】市町村の福祉医療費助成に関する条例（例）

　

そのため、同条第２項第１号では次のようにも定めており、国の公費負担医療制度等によって給付を受けることができる場合は、その額について福祉医療費助成制度の助成は行わないことを定めています。



福祉医療費助成制度は、患者さんにとって利便性の高い制度ですが、利便性向上を目的とした制度ではありません。

あくまで、患者さんの経済的負担を軽減することによって医療を受けやすい環境を提供し、福祉的配慮が必要な方々

の健康の保持等を図ることが目的です。

当然、福祉的配慮が必要な方々を対象とした制度のため、利便性に配慮するべき点はありますが、この制度は国の

制度と比べ、府と市町村だけの財源で実施されている地方単独事業であるため、この制度を患者さんに継続的・安定的に使用いただくには、患者さんが国の公費負担医療制度等の資格をお持ちであるなら、まず、国の公費負担医療制度等を優先して使用したうえでこの制度を使用するといった適正な運用が必要なのです。

**国の公費負担医療制度等の優先使用が必要な理由**

重複しますが、福祉医療費助成制度は、国の補助金などを受けずに実施している、大阪府民の税金だけで支えてい

ただいている制度です。

　　そのため、この制度を適正に運用（国の公費負担医療制度等の優先使用）しなければ、次の例のように、本来は、国全体で支えるべき負担まで、大阪府の皆さんだけで支えることになってしまいます。

3



本来、国全体で負担すべきものまで

**府民だけで負担していることになる！**

**患者さんのメリット**

福祉医療費助成制度は、１つの医療機関あたり、入院・入院外とも１日につき各５００円を限度に負担いただくことで受診することができる制度のため、患者さんが国の公費負担医療制度等の受給資格を取得し、それを使用することで、次の例１・例２のようなメリットが生じることがあります。



4



例１・例２を簡単に説明すると、福祉医療費助成制度のみ使用すれば、患者さんは、１，０００円（５００円×２

日）を負担しなければならないが、国の公費負担医療制度等を優先使用することで、２日目の負担がなくなるため、結果的に患者さんは５００円の負担ですむ場合があります。

**≪ご注意下さい！！≫**

国の公費負担医療制度等を優先使用すれば、必ず患者さんの窓口負担が１，０００円から５００円になるということではありません。（その時の医療の内容、医療費の額、患者さんの所得状況に応じた国の公費負担医療制度等の負担ルールなどの組み合わせの結果、**例１や例２のような場合が生じることがある**ということです。1日目で国の公費負担医療制度等の自己負担額まで達した場合は、２日目の自己負担そのものが発生しませんので、福祉医療費助成制度の助成もありません。）

**医療機関の皆様へご協力をお願いしたいポイント**

福祉的配慮が必要な方々のため、福祉医療費助成制度を継続的・安定的に運用していくことは重要であり、この制度を継続的・安定的に運用していくには、この制度をより適正に運用する必要があります。

それには、大阪府や市町村の適正運用に向けた取組みや、患者さんに積極的に制度参加の必要性をご理解いただく

　こと、そして医療機関の皆様にこの取組みをご理解いただき、適正運用に向けたご協力をいただかなければ実現はで

きません。

医療機関の皆様には、お手数をおかけしますが、この取組みの趣旨をご理解いただき、福祉医療費助成制度の適正運用（公費負担優先順位適正化）に向けた次の４つのポイントについてご協力をお願いいたします。

**～医療機関の皆様へ４つのポイントにご協力をお願いします～**

**☆　ポイント１　診療報酬の請求は・・・・・・**

**次のページへ**

**☆　ポイント２　院外処方箋などの・・・・・・**

**☆　ポイント３　その他・・・・・・・・・・・**

5

**～ポイント１～**

**診療報酬請求は国の公費負担医療制度等を優先使用して請求してください**

患者さんが、国の公費負担医療制度等の対象となる医療（例えば人工透析療養や難病医療法に該当する難病にかかる医療など）を受診した場合は、国の公費負担医療制度の受給者負担を確認し、**国の公費負担医療制度等を“第１公費”としたうえで、福祉医療費助成制度を“第２公費”として請求**してください。（福祉医療費助成制度のみを適用すれば良いということではありません。）

≪参考≫

　○国の公費負担医療制度等の種類について　　　　　　　　　　７ページをご覧ください。

**～ポイント２～**

**院外処方箋などの必要事項の記載等にも注意をお願いします**

国の公費負担医療制度等の対象となる医療（例えば人工透析療養や難病医療法に該当する難病にかかる医療など）にかかる薬剤について、院外処方箋を発行する場合、院外処方箋への国の公費負担医療制度の公費負担番号等や、障害者総合支援法に基づく更生医療などの自己負担上限管理票への患者さんの窓口費用徴収額などの記載も忘れずにお願いします。

**～ポイント３～**

**その他（公費負担優先順位適正化にともなって）**

福祉医療費助成制度の適正運用（公費負担優先順位適正化）に向けた取組みを進めることで、今後、患者さんから、国の公費負担医療制度の受給者証等の資格取得のための証明書類（例えば「診断書」や「意見書」など）を求められることがあると予測されます。

医療機関の皆様には、お手数をおかけしますが、この取組みの趣旨をご理解いただき、公費負担優先順位適正化の取組みにご協力をお願いします。

≪参考≫

　○国の公費負担医療制度等の種類について　　　　　　　　　　７ページをご覧ください。

6

**国の公費負担医療制度等の種類・申請窓口等一覧**



7



8

福祉医療費助成制度や制度の取扱いについてのお問い合わせ先

**福祉医療費助成制度についてのお問い合わせは**

大阪府福祉部

〒540－8570　大阪市中央区大手前２丁目

（重度障がい者医療）

障がい福祉室地域生活支援課地域サービス支援グループ

ＴＥＬ　06－694４－６６８３（直通）

（ひとり親家庭医療、乳幼児医療担当）

子ども室子育て支援課企画調整グループ

ＴＥＬ　06－694４－６６７７（直通）

　　福祉医療費助成制度に関すること　検索

**福祉医療費助成制度の取扱いについてのお問い合わせは**

各市（区）町村の福祉医療費助成担当課

診療報酬明細書（レセプト）の記載についてのお問い合わせ先

**国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる請求についてのお問い合わせ先**

〒540－0028　大阪市中央区常盤町１丁目３番８号

大阪府国民健康保険団体連合会

ＴＥＬ　06－6949－5309

大阪府国民健康保険団体連合会のホームページ

　　大阪府国保連合会　　　　　　　　検索

**上記以外の医療保険（社保）についてのお問い合わせ先**

〒530－8327　大阪市北区鶴野町２番１２号

社会保険診療報酬支払基金大阪支部

ＴＥＬ　06－6375－2321

社会保険診療報酬支払基金大阪支部のホームページ

　　支払基金大阪支部　　　　　　　　　検索

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

〒540-8570　大阪市中央区大手前２丁目　　ＴＥＬ06-694４-６６８３

９